



新宿区 くらしの情報

2018年11月号 編集発行：新宿区立新宿消費生活センター TEL：03-5273-3834

エス ディー ジー ズ

SDGs (持続可能な開発目標)

をご存知ですか

SDGs (持続可能な開発目標)は2015年9月に国連の「持続可能な開発サミット」で採択された2030年までの国際目標です。SDGsは、持続可能な世界を実現するための17の目標で構成され、「誰一人取り残されない」ことを誓うものです。

「目標12 持続可能な生産と消費の形態を確保する(つくる責任 つかう責任)」では、天然資源の持続可能な管理を達成することや、小売・消費レベルでの食品廃棄物の半減などを目指しています。

この目標12の達成に貢献する概念の一つである「**エシカル消費**」について次のページでご紹介します。



1 貧困をなくそう



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



13 気候変動に
具体的な対策を



2 飢餓をゼロに



8 働きがいも
経済成長も



14 海の豊かさを
守ろう



3 すべての人に
健康と福祉を



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



15 陸の豊かさも
守ろう



4 質の高い教育を
みんなに



10 人や国の不平等を
なくそう



16 平和と公正を
すべての人に



5 ジェンダー平等を
実現しよう



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



6 安全な水とトイレを
世界中に



12 つくる責任
つかう責任

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標
持続可能な開発目標(SDGs)のロゴ

▶次ページ エシカル消費へ



「エシカル消費」とは？

「エシカル消費」とは英語で「倫理的消費」という意味です。

堅苦しいことばですが、「消費」という行動は、食べることや買い物などわたしたちの毎日の生活そのもの。

「エシカル消費」はよりよい社会に向けた人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。

このキーワードを意識しながら日々の生活を考えると、世界の未来が変わります。

環境 への配慮



寄付付き商品を選ぶ

売上金の一部が寄付につながる商品。



社会 への配慮

フェアトレード商品を選ぶ

発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に取引された商品。



エシカル消費って

何を買うか考えるときの
ひとつの尺度です。

生物 多様性 への配慮



地域 への配慮

被災地の産品を買う
被災地の特産品を消費することで経済復興を応援。



地元の産品を買う

地産地消によって地域活性化
や輸送エネルギーを削減。

人 への配慮

障がいがある人の 支援につながる商品を選ぶ

働きたい障がいがある人を支援
している事業者の商品。

※認証機関は他にも多数あり、これらはその一例です。
生物多様性民間参画ガイドライン 第2版(平成29年12月8日 環境省公表)
http://www.env.go.jp/nature/biodic/gl_participation/download.html

参考資料

消費者庁 http://www.caa.go.jp/about_us/about/plans_and_status/sdgs/
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/ethical/
環境省 <http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h30/html/hj18010302.html>

消費者生活センターからのお知らせ

講座・イベント情報

みなさまのご参加をお待ちしています。

講座・イベント名	講師	日時・会場	費用	主催	申込み・問合せ
●親子で楽しむ伝統文化茶道教室 ●公開お茶会 (小中学生と保護者、高大学生)	奥山 宗貞氏 (茶道裏千家淡交会青年部関東第一ブロック長)	11月10日(土) 新宿文化センター2Fホワイエ ●親子で楽しむ伝統文化茶道教室 10:00～12:00 ●公開お茶会13:00～15:00	1人1回 300円 茶菓代 含む	新宿 ユネスコ 協会	メール: saekomiyazaki39@live.jp FAX: 3232-2501 電話: 090-5191-4196 (なるべくメールで)
11月学習会 若者の未来を支える教育と雇用 ～奨学金問題を通じて～	花井 圭子氏 (労働者中央福祉協議会 事務局長)	11月23日(金・祝) 新宿消費生活センター分館3階 13:30～15:30	500円	暮らしを 考える会	暮らしを考える会事務局 FAX: 3203-2951
SDGsアクションフォーラム ～多世代で 協働する持続可能な 社会づくり～	紺屋 健一氏(政策研究 大学院大学教授・政策研究 院参与、前JICA参事役)	11月24日(土) 新宿消費生活センター分館3階 13:30～16:00	無料	新宿 ユネスコ 協会	電話: 03-5996-3158 直接、会場に来て下さっても 結構です。
参鶏湯(サムゲタン)とナムルの会 スタミナ料理でこれからの冬を のりこえましょう	原 久枝氏(栄養士)	12月5日(水) 戸塚地域センター 10:00～13:00	1,600円	新宿区消 費者の会	往復ハガキで11月20日まで 下記あて、抽選で15名 高田馬場3-31-15 伊藤容子 090-4425-1777

●新宿区消費生活シンポジウムを開催します●

テーマ 「新宿からの発信“SDGs”(持続可能な開発目標) ～あなたの選択で世界を変える～」

日常生活に少し工夫を加えるだけで、世界の課題解決につながることを知っていますか？ 2015年に国連が採択した「持続可能な開発目標(SDGs)」を私たちの「新しいものさし」に据えて、新宿から社会を変える提案を行います。

日時▶平成30年12月8日(土) 13時00分～16時10分 会場▶新宿区立牛込筆筒区民ホール(所在地:新宿区筆筒町15)

参加費▶無料 定員▶390名 申込み▶往復ハガキまたはFAXに「シンポジウム希望」住所・氏名・電話番号・FAX番号を書いて、新宿消費生活センター分館3階 13:30～16:30 (〒160-0022 新宿区新宿5-18-21 TEL: 03-5273-3834 FAX: 03-5273-3110)へ 空きがあれば当日入場可 主催/新宿区 新宿区消費生活展準備会 後援/消費者庁



相談員コラム

過信は禁物！ 機能性表示食品を理解し賢く利用しましょう

スーパーやコンビニエンスストアの店頭には「ストレスを減らす」「内臓脂肪を減らす」「脂肪や糖の吸収を抑える」等、様々な健康効果を謳った機能性表示食品が並んでいます。安倍政権の規制改革の一つとして導入された機能性表示食品は、加工食品だけでなく生鮮食品も対象になり、今後ますます増えていくと思われます。その一方、効果をことさらに誇張した広告によるトラブルも起きています。「摂取するだけで痩せる」など過度な広告を掲載した健康食品会社が、消費者庁に景品表示法に基づく課徴金納付を命じられたこともあります。機能性表示食品を食べるだけで健康になるわけではないこと、過剰に摂ることで健康に害を及ぼす可能性があることにも注意する必要があります。利用する際に疑問点や不明点があるようなときは、パッケージに表示されている「問合せ先」に、電話等で確認するのもいいでしょう。表示や宣伝を「機能性表示食品だから安心」とうのみにせず、消費者自身が冷静に判断する意識を持つことが重要です。機能性表示食品を頼りにするのではなく、まずは自分自身の食生活を振り返り、主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスを考えることが大切です。そのうえで、機能性表示食品を上手に活用するというのが、賢い利用法ではないでしょうか。

医薬品と食品の 大まかな分類



機能性表示食品

企業の責任で健康効果(機能性)が表示されている食品。
2015年4月に始まった。安全性や機能性を示す科学的な根拠を消費者庁に
届け出て、書類に不備がなく受理されれば表示できる。特定保健用食品(トクホ)と異なり、
国の個別審査は受けない。

「届出番号」から消費者庁のウェブサイトにて情報を確認できる。

タレント・モデル契約のトラブルに注意しましょう

若者を中心にタレント・モデル契約に関する様々なトラブルが増加しています。

事例1

SNSで雑誌モデルの無料オーディションの広告を見つけWebで申し込んだ。後日、メールで一次試験の合格と二次試験の面接の案内を知らせてきた。指定された面接日に事務所に行くと言われ簡単な質問があり、「モデルの仕事を紹介できるが、そのためには当事務所と有料のマネージメント契約をしなければいけない。」と言われた。モデルの仕事ができるのであればと思いその場で承諾し、後日言われた通りに印鑑とマネージメント契約費約30万円の一部を持参した。残金は分割払いとし、半年間のマネージメント契約をした。しかし仕事の紹介も、SNSでグループに一齐にオーディション情報が送られてくるだけで実際の仕事には結びつかず、他に具体的なマネージメントがあるわけでもない。このままではすぐに半年間の契約が終了し、支払いだけが残りそうだ。解約したい。



事例2

サイトでボイスエキストラの募集を見つけ面接に行った。採用になり、ボイスサンプル収録後に、別のオーディションに提出してよいかと電話で言われ承諾した。数日後、新しいボイスドラマの新人枠が取れそうだと連絡が入り、「役を取るにはレッスンが必要だ」と言われた。指定されたスタジオに向かって途中に電話で、約6万円の費用が必要なので用意してくるようと言われた。スタジオで用意された書面には、レッスン料が6万円で、CD制作に関するごくわずかな収入しか得られないことが書かれていた。また書面に署名捺印する時に、はじめて自分が契約する会社名がわかった。いままで自分がやり取りしていた会社名はどこにも書かれておらず、不安に思いながらも1回レッスンを受けたが、CD制作後は自分で営業をすることになるとの噂を聞き、解約したくなった。

消費者トラブル
ひとりで悩まず すぐ相談
消費者ホットライン
イヤヤ
188
188
消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャプチャー イヤヤン

タレント・モデルの契約をするときは十分注意しましょう

タレント・モデル契約のきっかけは、以前のような街中でのスカウトから、スマートフォンで自分で検索したサイトや、SNSで知り合った人からの紹介等に変化してきています。自分で探したサイトだとしても油断せず、契約する時には内容をよく確認し家族に相談する等して、冷静に考える必要があるでしょう。特にレッスン費用や登録費用等の名目で金銭負担があるときは注意が必要です。

タレント・モデル契約がクーリング・オフ制度^{※1}の適用対象となるかどうかについては、ケースバイケースとなり、一概には言えません。アポイントメントセールス^{※2}に該当する場合や、店舗や事務所等以外の喫茶店等での契約、業務提供誘引販売^{※3}に該当しないとクーリング・オフを主張することができません。

また取引形態から、アポイントメントセールスや業務提供誘引販売に該当すると思われる場合も、一部の事業者は、頑なまでにクーリング・オフを拒絶し、「法律は関係ない」「うちは今までこれでやってきたんだ」と聞き直る事業者もいます。いずれにしても、その場での契約は禁物です。

※1【クーリング・オフ制度】

訪問販売など一定の取引について、消費者が契約した後に冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば、一方的に無条件で契約を解除できる制度。

※2【アポイントメントセールス】

販売目的を明らかにせず、または著しく有利な条件で取引できるといって、電話、郵便、SNS等で特定の場所に呼び出し、契約しないと帰れない状況にするなどして商品やサービスを契約させる。

※3【業務提供誘引販売】

事業者があっせんする仕事をすれば収入が得られると勧誘し、そのために必要と言って商品やサービスを契約させる取引。

2018年9月号の4ページ「平成30年度消費生活相談の概要」は、「平成29年度消費生活相談の概要」の誤りでした。申し訳ありませんでした。

商品購入・契約などの
トラブルでお困りの
区民の皆様のために

消費生活
相談室

電話番号 03-5273-3830

所在地 新宿区新宿5-18-21 新宿区役所 第二分庁舎3階

相談日 月～金曜日(祝日等を除く)

▶電話相談＝午前9時～午後5時

▶来所相談＝午前9時～午後4時30分

身近な消費生活センターにつながる消費者ホットライン 188番(局番なし)

この印刷物は再生紙を使用しています。